



山形県公報

令和7年4月1日(火)

号 外 (14)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) …… 1
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………(同) …… 7
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則……………(同) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 8
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……………(同) ……17
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……18
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 課の分掌事務」を「第2款 課室の分掌事務」に、「みらい企画創造部各課」を「みらい企画創造部各課室」に改める。

第9条の見出し中「課」を「課・室」に改め、同条第1項中「課を」を「課及び室を」に、「当該課」を「当該

課及び室」に改め、同項の表中

課名

を

課・室名

に改め、同表総務部の項中

働き方改革実現
課

企画担当、働き方改革実現担当

を

行政経営企画課

働き方改革推進担当、行政経営企画担当

に、「業務システム担当」を「業務システ

ム係」に改め、同表みらい企画創造部の項中

企画調整課

庶務係、調整担当、重要プロジェクト推進担
当、企画担当

を

企画調整課	庶務係、調整担当、重要プロジェクト推進担当、企画担当
いきいき山形未来企画室	企画調整担当

に、

移住定住・地域活力創生課	移住・定住推進担当、関係人口創出拡大担当、地域振興担当
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	国際人材活躍・コンベンション誘致担当、国際交流推進担当、旅券係

を

移住定住・地域活力拡大課	移住・定住推進担当、関係人口創出拡大担当、地域振興係
多文化共生・国際交流推進課	国際企画担当、国際交流推進担当、旅券係

に改め、同表防災くらし安心部の項中

「、防災教育・情報担当」を削り、「水道事業担当」を「水道事業係」に改め、同表環境エネルギー部の項中

洋上風力発電事業担当、地域エネルギー振興担当

を

エネルギー企画担当、事業推進担当、洋上風力発電事業担当

に、

「野生生物対策担当」を「野生生物対策係」に改め、同表しあわせ子育て応援部の項中

子ども成育支援課	保育支援担当、保育給付担当、母子保健担当
子ども家庭福祉課	児童養護係、家庭福祉担当

を

こども安心保育支援課	保育支援担当、保育給付係、母子保健担当
こども家庭福祉課	児童養護係、家庭福祉係

に改め、同表健康福祉部の項中「保護指導

担当」を「保護指導係」に、「医療保険担当」を「医療保険係」に改め、同表産業労働部の項中「ものづくりイノベーション担当」を「ものづくりイノベーション係」に、「企業振興担当、商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当」を「商業・まちづくり担当」に、「貿易振興担当」を「貿易振興係」に改め、同表観光文化スポーツ部の項中

観光交流拡大課	庶務係、企画調整担当、観光振興係、観光プロモーション担当
---------	------------------------------

を

観光交流拡大課	庶務係、企画調整担当、観光振興・広域連携係、観光プロモーション担当
イン・アウトバウンド推進課	イン・アウトバウンド第一係、イン・アウトバウンド第二係

に、「スポーツ企画担当」を「スポーツ企

画係」に改め、同表農林水産部の項中「、米政策推進担当」を削り、

農産物販路開拓・輸出推進課	販路開拓・食ビジネス推進担当、農産物流通販売推進担当、輸出推進担当、県産米ブランド戦略担当、米粉・食品産業支援担当
---------------	---

を

農産物販路開拓・輸出推進課	販路開拓・食ビジネス推進担当、農産物流通販売推進担当、輸出推進係、米粉・食品産業支援担当	に改め、「作物振興担当」を削り、「果樹
県産米戦略推進課	米政策推進担当、県産米ブランド戦略担当、作物振興担当	

振興担当」を「果樹振興係」に改め、同表県土整備部の項中「建設行政担当」を「建設行政係」に、「道路整備・安全対策担当」を「道路整備・安全対策係」に改め、同条第2項の表防災危機管理課の項中

復興・避難者支援室		を
-----------	--	---

防災学習・防災DX推進室		に改め、同表中
被災者・避難者支援室		

観光交流拡大課	国際観光推進室		を
	観光魅力創造室		

イン・アウトバウンド推進課	広域周遊推進室		に、「文化財保存係」を
---------------	---------	--	-------------

「文化財保存係、埋蔵文化財担当」に、

管理課	県土強靱化推進室		を
-----	----------	--	---

園芸大国推進課	やまがたフルーツ150周年推進室		に改める。
管理課	県土強靱化推進室		

第11条第2項の表中「資金出納担当」を「公金管理・電子収納推進担当」に改める。

「第2款 課の分掌事務」を「第2款 課室の分掌事務」に改める。

第13条第1項第3号ル及び第4号中「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に改め、同項第7号レ中「子ども成育支援課」を「こども安心保育支援課」に改める。

「第2目 みらい企画創造部各課の分掌事務」を「第2目 みらい企画創造部各課室の分掌事務」に改める。

第14条の見出し中「各課」を「各課室」に改め、同条第1項中「各課」を「各課室」に改め、同項第1号へ中「部内他課」を「部内他課室」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「多文化共生・国際交流推進課」に改め、同号トを削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「移住定住・地域活力創生課」を「移住定住・地域活力拡大課」に改め、同号中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ ニ地域居住の促進に関すること

第14条第1項中第3号を第4号とし、同項第2号カ中「移住定住・地域活力創生課」を「移住定住・地域活力拡大課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) いきいき山形未来企画室

イ 人口減少対策の総合企画及び調整に関すること

第14条第2項中「前項第5号ハ」を「前項第6号ハ」に改める。

第14条の2第1項第1号ト中「防災行政無線」を「防災行政無線その他防災に係る情報システム」に改め、同号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、同号チ中「復興支援」を「被災者」に改め、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 防災学習の推進に関すること

第14条の2第2項中「前項第1号チ」を「前項第1号ト及びチに掲げる事務は防災学習・防災DX推進室で、同号リ」に、「復興・避難者支援室」を「被災者・避難者支援室」に改める。

第15条第1項第1号中へを削り、トをへとし、チからヌまでをトからリまでとし、同項第2号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ エネルギーに関する施策の総合企画及び調整に関すること

第15条第2項中「前項第1号ハ、ニ及びへ」を「前項第1号ハ及びニ」に改める。

第15条の2第1項第1号中ニを削り、ホをニとし、同項第2号中「子ども成育支援課」を「こども安心保育支援課」に改め、同項第3号中「子ども家庭福祉課」を「こども家庭福祉課」に改め、同号ロ中「児童手当、」を削り、同号ニ中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

第16条第1項第1号ハ中「新型コロナウイルス感染症その他の」を削り、同号ヌ中「、大麻」を削り、同項第4号ト中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改め、同項第6号ヌ中「点字図書館」を「山形県視覚障がい者情報センター」に改め、同条第2項中「同項第6号へ及びヌ」を「前項第6号へ及びヌ」に改める。

第17条第1項第4号ホを削る。

第17条の2第1項第1号ヲを次のように改める。

ヲ コンベンションの誘致に関すること

第17条の2第1項第1号中ワからタまでを削り、レをワとし、ソをカとし、ツをヨとし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) イン・アウトバウンド推進課

イ 国際観光に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 外国人の来訪促進に関すること

ハ 通訳案内業に関すること

ニ 海外旅行の促進に関すること

ホ 広域周遊に関すること（観光交流拡大課で所掌するものを除く。）

第17条の2第2項中「観光交流拡大課」を「イン・アウトバウンド推進課」に、「前項第1号ヲからヨまで」を「前項第2号ホ」に、「国際観光推進室」を「広域周遊推進室」に改め、「、同号タに掲げる事務は観光魅力創造室で」を削り、「同項第2号ハ」を「同項第3号ハ」に、「同項第3号へ」を「同項第4号へ」に改める。

第18条第1項第1号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号へ中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同号へを同号ホとし、同号ト中「及び農産物販路開拓・輸出推進課」を「、農産物販路開拓・輸出推進課及び県産米戦略推進課」に改め、同号トを同号へとし、同号中チをトとし、リからヲまでをチからルまでとし、同項第3号中へを削り、トをへとし、同項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号に次のように加える。

ホ やまがたフルーツ150周年推進事業に関すること

第18条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号中ワからタまでを削り、レをワとし、ソをカとし、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 県産米戦略推進課

イ 県産米施策の総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 米政策の推進に関すること

ハ 農産物のブランド化の推進に関すること

ニ 稲の生産振興に関すること

ホ 稲、麦類及び大豆の種子対策及び検査に関すること

へ 農産物検査に関すること

ト 畑作物の生産振興に関すること

第18条第2項中「前項第1号ニからへまで」を「前項第1号ハからホまで」に、「、団体検査指導室」を「団体検査指導室で、園芸大国推進課の分掌事務のうち同項第6号ホに掲げる事務は、やまがたフルーツ150周年推進室」に改める。

第19条第1項第4号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の規制に関すること

第19条第1項第11号中トを削り、チをトとし、リからナまでをチからネまでとし、同条第2項中「同項第11号レからツまで」を「同項第11号タからソまで」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に、「地域農政担当」を「地域農政係」に、「道路整備担当、都市整備担当」を「道路・都市整備担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に、「地域農政担当」を「地域農政係」に改め、同表置賜総合支庁の項中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に、「地域農政担当」を「地域農政係」に改め、「、県南豪雨災害復旧対策担当」を削り、「道路・高規格整備担当、都市整備担当」及び「道路整備担当、都市整備担当」を「道路・都市整備担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「子ども家庭支援課」を

「こども家庭支援課」に、「地域農政担当」を「地域農政係」に、「都市整備・企画担当」を「都市整備担当」に改め、同条第3項の表最上総合支庁の項中

		森づくり推進室	
--	--	---------	--

を

		森づくり推進室	
建設部	河川砂防課	最上地域豪雨災害復旧対策室	

に改め、同表置賜総合支庁の項中

	西置賜総務課	連携支援室	
		県南豪雨災害復旧対策室	

を

	西置賜総務課	連携支援室	
--	--------	-------	--

に改め、同表庄内総合支庁の項中

	地域産業経済課	観光振興室	
--	---------	-------	--

を

	地域産業経済課	庄内北部新エネ産業振興室	
		観光振興室	

に、

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
--	-------	---------	---------------

を

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当	に改め、同条第4項中「庄内総合
建設部	河川砂防課	庄内地域豪雨災害復旧対策室		

支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室」を「庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課庄内北部新エネ産業振興室及び農業技術普及課産地研究室」に改める。

第34条第1号イ、ハからホまでの規定及びリ中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改め、同号レ中「に限る」を「及び最上総合支庁に限る」に改め、同号ラ中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改め、同条第3号カ中「、大麻」を削り、同号エ中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改め、同号ユ中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改め、同号エを削り、同条第6号中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

第36条第1号中ウをキとし、ホからムまでをヘからウまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の規制に関すること（建設総務課に限り、建築課で所掌するものを除く。）

第36条第7号中ヨをタとし、ヘからカまでをトからヨまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の規制に関すること（ホに掲げる事務に係るものに限る。）

第127条中「及び担当並びに科」を削り、同条の表を次のように改める。

課・部名	室名	係名
総務課		庶務係
研究企画部		
企業支援部	デジタル・デザイン活用支援室	
新価値創出支援部		
地域資源開発支援部		
技術強化支援部		

第144条の3第1項中「及び担当」を削り、同項の表を次のように改める。

課名	係名
総務課	庶務係
企画課	
教務学生課	

第194条第2項の表中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

第199条の表山形県私立学校審議会の項中「第9条」を「第8条」に改め、同表中山形県石油コンビナート等防

災本部の項を削り、

子育てするなら山形県推進協議会

を

こども・子育て笑顔の山形県推進協議会

に、「山形県子育て基本条例」を「山形県

こども・子育て基本条例」に、「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「施策に

関し必要な事項」を「施策に関し必要な事項その他知事が必要と認める事項」に、子ども成育支援課を

こども安心保育支援課に、「子ども家庭福祉課」を「こども家庭福祉課」に改める。

第200条第1項の表中 総合発展計画・DX推進監 を いきいき山形未来企画監
交通機能強化・DX推進監 に、課内室 を

いきいき山形未来企画室及び課内室に、「課内室の」を「室の」に改め、同条第2項中「課内室」を「室（課内室を含む。）」に改める。

第201条第1項の表科長の項中「及び工業技術センター」を削り、課長補佐の項中「総合支庁」を「庄内食肉衛生検査所、総合支庁」に改め、同条第2項の表中 通信長 を 主任専門通信士 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表第11項を削り、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第12号」に改め、同項を同表第12項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削り、同条第2号中「及び専門員」を「、専門員及びシニア専門員」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削り、同条第2号中「及び専門員」を「、専門員及びシニア専門員」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長」を「課長（いきいき山形未来企画室長を含む。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「、その」を「その」に、「課長補佐。」を「課長補佐、いきいき山形未来企画室にあつては室長補佐。」に改める。

第12条第2項中「関係課」を「関係課（いきいき山形未来企画室を含む。）」に改める。

別表第1 財務の項中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同表財務の項第15項中「私人に対する歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託に係るものを除き、」を削り、同項を同表財務の項第13項とし、同表財務の項中第16項を第14項とし、同表財務の項第17項第10号中

「私人に対する歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託に係るものを除く。」

を

に改め、同項を同表財務の項第15項とし、同表財務の項第18項

中

「私人に対する歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託に係るものを除く。」

を

に改め、同項を同表財務の項第16項とし、同表財務の項中

第19項を第17項とし、同表の備考第1項中「財務の項課長専決事項の欄第17項」を「財務の項課長専決事項の欄第15項」に改め、同備考第4項中「第15項及び第17項」を「第13項及び第15項」に改め、同備考第5項中「掲げる課」を「掲げる課及び室」に、「財務の項第12項から第14項まで及び第17項」を「財務の項第10項から第12項まで及び第15項」に、「の秘書課、広報広聴推進課、働き方改革実現課」を「の秘書課、広報広聴推進課、行政経営企画課」に、「財務の項第12項」を「財務の項第10項」に改め、同項の表中「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に、「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「みらい企画創造部いきいき山形未来

企画室、多文化共生・国際交流推進課」に、

「みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課」を

を

「みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課」

に、「農産物販路開拓・輸出推進課」を「農産物販路開拓・輸出推進課、県

産米戦略推進課」に改め、同備考第6項の表中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改め、同備考第7項中「財務の項第12項」を「財務の項第10項」に改める。

別表第2 みらい企画創造部の項中

「	市町村債に関する こと。		1 市町村債の同 意等に関するこ と。		を
---	-----------------	--	---------------------------	--	---

「	市町村債に関する こと。		1 市町村債の同 意等に関するこ と。		
移住定 住・地 域活力 拡大課	地域人口の急減 に対処するた めの特定地域 づくり事業の 推進に関する 法律に関する こと。		1 第3条第1項 の規定による 認定に関する こと。		
			2 第5条第1項 の規定による 変更の認定に 関すること。		
			3 第6条第2項 の規定による 認定の有効期 間の更新に関 すること。		
			4 第9条第2項 の規定による 認定の取消し に関すること。		
			5 第13条の規 定による措置 命令に関する こと。		
			6 第14条第1 項の規定によ る事業の全部 又は一部の停 止の命令に関 すること。		

に改め、同表しあわせ

子育て応援部の項中	「	子ども 成育支援課	を	「	こども 安心保 育支援 課	に改め、同表健康福祉部の項地域福祉推進課の項施設事務費に関
	「	子ども 家庭福 祉課		「	こども 家庭福 祉課	

すること。の項部長専決事項の欄第2項、同部の項高齢者支援課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項及び同部の項障がい福祉課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「子ども家庭福祉課」を「こども家庭福祉課」に改め、同表農林水産部の項中

「	農業技 術環境 課	種苗法に関する こと。		1 第66条の規 定による第59 条第4項に規 定する勧告に 関すること。	
---	-----------------	----------------	--	---	--

		2 第66条の規定 による第60条に 規定する命令に 関すること。	
		3 第66条の規定 による第61条第 2項及び第3項 に規定する勧告 及び公表に関す ること。	
		4 第66条の規定 による第62条に 規定する指定種 苗の集取に関す ること。	
		5 第66条の規定 による第65条に 規定する報告の 徴収等に関する こと。	
主要食糧の需給 及び価格の安定 に関する法律に 関すること。		1 第52条第1項 の規定による報 告の徴収及び立 入検査に関する こと。	
米穀等の取引等 に係る情報の記 録及び産地情報 の伝達に関する 法律に関するこ と。		1 第10条第1項 の規定による報 告の徴収及び立 入検査に関する こと。	
山形県主要農作 物種子条例に関 すること。		1 第5条第1項 の規定による種 子計画の策定に 関すること。	
		2 第6条第1項 の規定による指 定種子生産ほ場 の指定に関する こと。	
		3 第7条第6項 （第9条第4項 において準用 する場合を含 む。）の規定に よる審査の基準 及び方法の決定 に関すること。	

を

			4 第9条第3項の規定による指定原種ほ場又は指定原種ほ場の指定に関すること。	
	山形県主要農作物原種配布規則に関すること。		1 原種の配布に関すること。	

県産米戦略推進課	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。		1 第52条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。		1 第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
	山形県主要農作物種子条例に関すること。		1 第5条第1項の規定による種子計画の策定に関すること。	
			2 第6条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定に関すること。	
			3 第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の基準及び方法の決定に関すること。	
			4 第9条第3項の規定による指定原種ほ場又は指定原種ほ場の指定に関すること。	
	山形県主要農作物原種配布規則に関すること。		1 原種の配布に関すること。	

に改め、同表県土整備

農業技術環境課	種苗法に関する こと。		1 第66条の規定 による第59条第 4項に規定する 勧告に関するこ と。	
			2 第66条の規定 による第60条に 規定する命令に 関すること。	
			3 第66条の規定 による第61条第 2項及び第3項 に規定する勧告 及び公表に関す ること。	
			4 第66条の規定 による第62条に 規定する指定種 苗の集取に関す ること。	
			5 第66条の規定 による第65条に 規定する報告の 徴収等に関する こと。	

部の項都市計画課の項中

	1 第59条第4項 の規定による都 市計画事業の認 可に関するこ と。	1 第55条の規定 による事業予定 地の指定、買取 りの申出及び買 取りの相手方の 決定に関するこ と。	を
--	---	--	---

宅地造成及び特 定盛土等規制法 に関すること。		1 第4条第1項 の規定による基 礎調査に関する こと。	1 第12条第4項 （第16条第3項 において準用 する場合を含 む。）の規定に よる公表に関す ること。
		2 第8条の規定 による損失補償 に関すること。	2 第21条第2項 の規定による公 表に関するこ と。

		3 第10条第1項の規定による区域の指定に関すること。	3 第27条第2項（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。
		4 第26条第1項の規定による区域の指定に関すること。	4 第30条第4項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。
		5 第45条の規定による区域の指定及び解除に関すること。	5 第40条第2項の規定による公表に関すること。
	1 第59条第4項の規定による都市計画事業の認可に関すること。	1 第55条の規定による事業予定地の指定、買取りの申出及び買取りの相手方の決定に関すること。	

に改め、同部の項建築住宅課の

項建築基準法に関すること。の項副知事専決事項の欄第1項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第45項から第51項までを削り、第52項を第45項とし、第53項から第63項までを7項ずつ繰り上げ、同部の項地域健康福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第45項から第51項までを削り、第52項を第

45項とし、第53項から第63項までを7項ずつ繰り上げ、同部の項中

「子ども家庭支援課」

を

「こども家庭支援課」

に改め、同表産業

経済部の項産業経済部共通の項請負契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項第11号中「かしの修補」を「契約不適合である目的物の補修又は履行の追完及び代金の減額」に改め、同欄第12号中「第52条」を「第55条」に改め、同部の項農業振興課の項農地法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第3項中「第15条の4第1項」を「第16条第1項」に改め、同課の項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改め、同部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第13項中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改め、同部の項水産振興課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第19条」を「第21条」に改め、同欄第2項中「第23条」を「第27条」に改め、同課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第18条」を「第20条」に改め、同欄第2項中「第20条」を「第24条」に改め、同欄第3項中「第22条」を「第26条」に改め、同課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「遊漁船業者」を「遊漁船業者」に改め、同欄第3項中「登録」を「記載」に改め、同欄第8項中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項を同欄第10項とし、同欄第7項中「第11条第1項」を「第19条」に改め、同項を同欄第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第22条の規定による公表に関すること。

別表第3 産業経済部の項水産振興課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第6 項中「第10条」を「第11条」に改め、同項を同欄第7 項とし、同欄第5 項中「第9条第1 項」を「第10条第1 項」に改め、同項を同欄第6 項とし、同欄第4 項中「第8条」を「第9条」に改め、同項を同欄第5 項とし、同欄第3 項の次に次の1 項を加える。

4 第8条の規定による届出の受理に関すること。

別表第3 建設部の項中

			1 第7条の規定による管内の公共団体への砂防工事の施行又は砂防の設備の維持の指示に関すること。		を
--	--	--	---	--	---

建設総務課	宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること。 （建築課で所掌するものを除く。）	1 第20条（第23条第3 項及び第47条第3 項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関すること。	1 第12条第1 項の規定による許可に関すること。	1 第16条第2 項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。
		2 第22条第2 項の規定による勧告に関すること。	2 第15条第1 項（第16条第3 項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。	2 第17条第1 項の規定による工事の完了検査に関すること。
		3 第23条の規定による改善命令に関すること。	3 第16条第1 項の規定による変更の許可に関すること。	3 第17条第4 項の規定による土石の除却の確認に関すること。
		4 第27条第3 項（第28条第3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。	4 第21条第1 項の規定による届出の受理に関すること。	4 第18条第1 項の規定による中間検査に関すること。
		5 第27条第4 項（第28条第3 項において準用する場合を含む。）の規定による命令に関すること。	5 第24条第1 項（第48条で準用する場合を含む。）の規定による立入検査に関すること。	5 第19条第1 項の規定による定期の報告の受理に関すること。

	6 第39条（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関する事 こと。	6 第25条（第48条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴取に関する事 こと。	6 第21条第3項の規定による届出の受理に関する事 こと。	に改め、同部の項建築
	7 第41条第2項の規定による勧告に関する事 こと。	7 第27条第1項の規定による届出の受理に関する事 こと。	7 第21条第4項の規定による届出の受理に関する事 こと。	
	8 第42条の規定による改善命令に関する事 こと。	8 第28条第1項の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	8 第35条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理に関する事 こと。	
	9 第46条第2項の規定による勧告に関する事 こと。	9 第30条第1項の規定による許可に関する事 こと。	9 第36条第1項の規定による工事の完了検査に関する事 こと。	
	10 第47条の規定による改善命令に関する事 こと。	10 第34条第1項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事 こと。	10 第36条第4項の規定による土石の除却の確認に関する事 こと。	
		11 第35条第1項の規定による変更の許可に関する事 こと。	11 第37条第1項の規定による中間検査に関する事 こと。	
		12 第40条第1項の規定による届出の受理に関する事 こと。	12 第38条第1項の規定による定期の報告の受理に関する事 こと。	
		13 第43条第1項の規定による立入検査に関する事 こと。	13 第40条第3項の規定による届出の受理に関する事 こと。	
		14 第44条の規定による報告の徴取に関する事 こと。	14 第40条第4項の規定による届出の受理に関する事 こと。	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に関する事 こと。			1 第88条の規定による適合証明の交付に関する事 こと。	

			1 第7条の規定 による管内の公 共団体への砂防 工事の施行又は 砂防の設備の維 持の指示に関す ること。	
--	--	--	---	--

課の項建築基準法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第8項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同課の項中

山形県土地譲渡 益重課制度及び 長期譲渡所得課 税の特例制度に 係る優良宅地等 の認定に關する 規則に關すること。			1 規則に基づく 認定書等の交付 及び届出の受理 に關すること。
---	--	--	---

を

山形県土地譲渡 益重課制度及び 長期譲渡所得課 税の特例制度に 係る優良宅地等 の認定に關する 規則に關すること。			1 規則に基づく 認定書等の交付 及び届出の受理 に關すること。
宅地造成及び特 定盛土等規制法 に關すること （都市計画法に 基づく開発行為 に係る申請をし、又は許可を 受けたことによ り、宅地造成及 び特定盛土等規 制法に基づく届 出をし、又は許 可を受けたもの とみなされた工 事に係るものに 限る。）。	1 第20条（第23 条第3項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による監督処 分に關すること。	1 第24条第1項 の規定による立 入検査に關する こと。	1 第18条第1項 の規定による中 間検査に關する こと。
	2 第22条第2項 の規定による勸 告に關すること。	2 第25条の規定 による報告の徴 取に關すること。	2 第19条第1項 の規定による定 期の報告の受理 に關すること。
	3 第23条の規定 による改善命令 に關すること。	3 第43条第1項 の規定による立 入検査に關する こと。	3 第37条の規定 による中間検査 に關すること。

に改め、同課の項都市の低炭素

4	第39条（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関すること。	4	第44条の規定による報告の徴取に関すること。	4	第38条第1項の規定による定期の報告の受理に関すること。
5	第41条第2項の規定による勧告に関すること。				
6	第42条の規定による改善命令に関すること。				
7	第46条第2項の規定による勧告に関すること。				
8	第47条の規定による改善命令に関すること。				

化の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同課の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第8条」を「第7条」に改め、同欄第2項及び第3項を削り、同欄第4項中「第38条」を「第33条」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄第5項中「第39条」を「第34条」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第6項及び第7項を削り、同課の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項及び第2項を削り、同欄第3項中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項を同欄第1項とし、同欄第4項中「第35条第3項（第36条第2項）」を「第30条第3項（第31条第2項）」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄第5項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第6項中「第37条」を「第32条」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第7項を削り、同表の備考第1項の表中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

別表第4第3号の表（港湾事務所長の専決事項）の項第14項中「負担金」を「負担金及び補助金」に改める。

別表第5工業技術センターの項中

連携支援部長

を

研究企画部長

に改める。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令
(山形県職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課」に改める。

（山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第2条 山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課長」を「課長（いきいき山形未来企画室長を含む。）」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第3条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第4条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課」を「課（いきいき山形未来企画室を含む。）」に改める。

（山形県業務管理規程の一部改正）

第5条 山形県業務管理規程（平成20年8月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本庁の課長」を「本庁の課長及びいきいき山形未来企画室長」に改め、「及び事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の課長」を「の課長及びいきいき山形未来企画室長（以下「本庁の課長」という。）」に、「及び」を「並びに」に改める。

第7条第2項中「の課」を「の課及びいきいき山形未来企画室」に改める。

第10条第5項中「及び」を「、いきいき山形未来企画室及び」に改める。

第13条の2第1項中「である」を「又はこれに相当する一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である」に改め、「次項において同じ。」を削る。

第26条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

別表第2中「総合発展計画・DX推進監」を「いきいき山形未来企画監、交通機能強化・DX推進監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第26条第1項の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「しあわせ子育て応援部子ども成育支援課長」を「しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課長」に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項を削り、同表山形県産業構造審議会の項充てる職の欄及び山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「みらい企画創造部国際人

材活躍・コンベンション誘致推進課長」を「みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課長」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「建築行政主幹」を「建築物安全対策主幹」に改める。

別表第1の2危機管理員の項中「複数」を「みらい企画創造部の次長にあつては重要プロジェクト等推進監を本務とするものとし、その他複数」に改め、「みらい企画創造部を除き、」を削り、「者に限る」を「ものとする」に改め、同表危機管理調整員の項中「副主幹（」を「副主幹（総務部の財政課、」に改める。

別表第2 総合支庁の項中「生活福祉支援専門員」を「生活福祉支援主査」に改め、同表最上総合支庁産業経済部

農業技術普及課産地研究室の項中	総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員	を
	庶務係長	東北農林専門職大学総務主査	
	主査	東北農林専門職大学主査	
	主事	東北農林専門職大学主事	

庶務係長	東北農林専門職大学総務主査
主査	東北農林専門職大学主査（総務を担当するものに限る。）
主事	東北農林専門職大学主事（総務を担当するものに限る。）

に改め、同表庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の

項中	主任主査	農業総合研究センター水田農業研究所主任主査	を
----	------	-----------------------	---

主査	農業総合研究センター水田農業研究所主査
----	---------------------

に改め、同表消費生活センターの項中

消費生活相談主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費生活相談主査
庶務係長	防災くらし安心部防災危機管理課総務主査

を

庶務係長	防災くらし安心部防災危機管理課総務主査
------	---------------------

に改め、同表福祉相談センターの項中

最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長
置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長

を

最上総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長
置賜総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長

に、「最上総合支庁保健福祉環

境部子ども家庭支援課課長補佐」を「最上総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課課長補佐」に、

シニア専門員（置賜担当）	置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課シニア専門員
--------------	-----------------------------

を

地域指導専門員（置賜担当）	置賜総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課保健支援専門員
---------------	------------------------------

に改め、同表庄内児童相談所の項中

栄養主査	鶴岡乳児院栄養主査
------	-----------

を

総務専門員	鶴岡乳児院副院長
管理栄養士	鶴岡乳児院管理栄養士

に改め、同表鶴岡乳児院の項中

院長	庄内児童相談所長
庶務係長	庄内児童相談所総務主査

を

院長	庄内児童相談所長
----	----------

に改め、同表中

女性自立サポート ハウス	所長	福祉相談センター所長
-----------------	----	------------

を

女性自立サポート ハウス	所長	福祉相談センター所長
こども医療療育セ ンター庄内支所	庶務係長	庄内児童相談所総務主査

に改め、同表知的障がい者更正相談

所の項中

庄内支所庶務係 長	庄内児童相談所総務主査
庄内支所相談判 定専門員	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所知的障 害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員

を

庄内支所知的障 害者福祉司	庄内児童相談所地域指導主幹
庄内支所庶務係 長	庄内児童相談所総務主査

に、

「庄内児童相談所児童心理司

を

庄内児童相談所主任主事及び児童 心理司

に改め、同表高度技術開発センターの項中

庶務係長	工業技術センター総務課長
------	--------------

を

庶務係長	工業技術センター総務主査
------	--------------

に、

主査	工業技術センター主査
----	------------

を

主事	工業技術センター主事（総務を担当するものに限る。）	に改め、同表農林大学校の項中
----	---------------------------	----------------

総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員	を
総務主査	東北農林専門職大学総務主査	

総務主査	東北農林専門職大学総務主査	に、
------	---------------	----

東北農林専門職大学主査	を	東北農林専門職大学主査（総務を担当するものに限る。）	に改め、同表農業総合研究センター畜産研究所の
東北農林専門職大学主事		東北農林専門職大学主事（総務を担当するものに限る。）	

項中	総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員	を
	庶務係長	東北農林専門職大学総務主査	
	主査	東北農林専門職大学主査	
	主事	東北農林専門職大学主事	

庶務係長	東北農林専門職大学総務主査	に改め、同表農業総合研究センター養豚研究所の項中
主査	東北農林専門職大学主査（総務を担当するものに限る。）	
主事	東北農林専門職大学主事（総務を担当するものに限る。）	

主査	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主査	を
----	---------------------------	---

主事	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主事	に改め、同表病虫害防除所の項中
----	---------------------------	-----------------

農業総合研究センターシニア専門員	を	農業総合研究センターシニア専門員（総務を担当するものに限る。）	に、
------------------	---	---------------------------------	----

庄内支所主任主査	農業総合研究センター水田農業研究所主任主査	を
----------	-----------------------	---

庄内支所主査	農業総合研究センター水田農業研究所主査	に改める。
--------	---------------------	-------

別表第3中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和7年4月1日印刷
令和7年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県